

ご存じですか？
国民年金の任意加入制度

住民税務課 ☎ 0994-22-3039
住民生活課 ☎ 0994-25-2511
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

65歳から受けられる老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることができます。満額に近づけることができます。(国民年金の任意加入は、お申し出した日からとなります。)

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。任意加入の保険料の納付方法は、口座振替になります。任意加入をやめるときにも手続きが必要になります。)

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古いものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。不明な点などありましたら鹿屋年金事務所まで連絡ください。☎ 0994-425121

お知らせ

スポーツ安全保険加入について(公財)スポーツ安全協会が取り扱っている保険で、1年間の掛け捨てで年度単位での加入となります。(年度途中も可入可)。加入条件は、アマチュアの社会教育・体育関係団体(スポーツ・文化・ボランティア・地域活動等)の構成員で組織された4名以上の団体。詳細や加入ご希望の団体はお問い合わせください。

●申込書

町教育委員会生涯学習チーム

●問合せ(公財)スポーツ安全協会鹿屋島支部

☎ 0994-813-1108

町教育委員会生涯学習チーム

☎ 0994-22-0517

児童手当の申請について

6月以降の児童手当を受け取るには現況届が必要です。まだ手続きされていない方は早急にお手続きください。

●支給資格

●支給資格 3歳未満は一律1万5千円、3歳以上小学校

森林の伐採届けについて

5月1日から伐採届の様式等を下記の理由により厳格化。詳細は町HPで。

森林法第10条の8第1項の規定に基づき、森林所有者等が、地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採する場合、「伐採及び伐採後の造林の届出書」(以下「伐採届」という。)を、提出する必要があります。これは、森林の「伐採」と「伐採後の造林」の実態を把握し、適切な森林施業を行うことにより、**乱開発や誤伐・盗伐を防止し、森林のもつ多面的機能を総合的かつ高度に発揮する森林資源の状況を把握するためのもの**です。

錦江町では、「伐採届」の届出制度について「錦江町伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱い要綱」を制定し、提出様式等を定めました。「伐採届」を提出するときは、要綱に基づき提出をお願いします。

☎ 22-3034 産業振興課



2年に1回の計量器検定を7月実施

「はかり」は皆さんが安心・信頼して物の売買や証明をするために正確でなければなりません。しかし、どんなに正確な「はかり」でも経年によって誤差が生じることがあります。そこで、計量法では2年に1回の検査が義務付けられています。今年は、2年に1回の対象年度となっています。

検定証印が付された「はかり」を取引・証明に使用しなければ、6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金に処されますので、忘れずに検査を受けましょう！検査日程は以下のとおりです。

日時/場所

7月13日(金) 13時～16時 役場田代支所(公用車庫前)
7月14日(土) 9時～14時 役場本庁(総合交流センター前)

検査対象 ▶ 取引または証明用の計量に使用するはかり

必要な物 ▶ 印鑑、検査料(電気式はかり1,400円～/機械式はかり600円～)

検査日程 ▶ 平成30年に検査を受けた方には通知文を送付します。

いずれかで検査しない場合は、他市町村で検査を受けなければなりません。

☎ 22-3036 産業振興課



山地災害8つの危険信号を見逃さない

- 1 川がにごった ▶ 上流で山崩れが発生してにごったかも
- 2 水位が下がった ▶ 山崩れが川をせき止めて氾濫の危険が
- 3 亀裂が入った ▶ 地すべりや山崩れの前触れかも
- 4 山の斜面から石が落ちてきた ▶ 山崩れの前触れかも
- 5 わき水が止まった ▶ 地下水の流れが変わり地すべりの危険が
- 6 わき水が増えた ▶ 地下水の流れが変わり地すべりの前触れかも
- 7 井戸水がにごった ▶ 上流の沢で発生した山崩れが原因かも
- 8 地鳴りの音が聞こえてきた ▶ 山崩れのサインかも

覚えておこう！
8つの危険信号

錦江町スポーツ推進委員をご紹介します

5月13日に行われた、錦江町スポーツ推進委員会第1回定例会において、新たに3名のスポーツ推進委員が委嘱されました。各地区のスポーツ推進委員は次のとおりです。

氏名	担当地区	氏名	担当地区
山中 徹	城元地区	厚ヶ瀬 弘人	宿利原地区
櫻井 美和子		笑喜 誠	池田地区
谷口 ゆり子		笹原 健太郎	
脇田 久雄		大園 智明	麓地区
竹下 鈴代		金子 のぞみ	川原地区
小田 忍	南園 高樹		
横山 建二	馬場地区	早瀬 健志	大原地区
福園 正志	神川地区	川前 伸二	



新推進委員の3名：左から早瀬健志さん、小田忍さん、笑喜誠さん

100歳
おめでとーございませう
川崎イトエさん(鳥井戸)
大正9年5月16日生まれ

初回無料相談実施中(土・日可)

日本司法書士会連合会の過疎地支援制度の元、なんぐう地域初の簡裁代理認定司法書士として開業。皆様よろしくお願ひします。(140万以下の裁判業務・金銭トラブル等お気軽に相談下さい)

事務所 〒893-2501 南大隅町役場並びファミマ向かい(錦江町内は医師会立病院向かい側杉本経営法務事務所内で面談可)
☎ sugimoto.law.2020@gmail.com(24時間対応可) 結杉本司法 検索

結杉本司法書士事務所・杉本経営法務コンサル
杉本真由子(認定司法書士)・杉本潤(経営コンサルタント)
☎ 0994-27-4444(9:00～21:00 送迎も喜んで)

7月1日スタート!マイナンバーカードの時間外受付が始まります

7月1日から9月30日まで毎週水曜日17時～19時、マイナンバーカードの時間外受付を開始します。申請や電子証明書の更新・暗証番号の変更など、マイナンバーカードに関する相談などを受付いたします。仕事の都合等で平日の8時～17時に窓口に来ることが困難な方は、是非ご利用ください。本庁のみで実施いたしますので、田代地区にお住まいの方のマイナンバーカード受け取りについては、当日15時までに田代支所住民生活課(25-2511)までご連絡ください。
※誠に申し訳ございませんが、**住民票・印鑑登録・戸籍等の証明発行の受付は行っておりませんので、ご注意ください。**

☎ 22-3039 役場住民税務課

